

計 画 期 間

令和2年度～令和12年度

兵庫県酪農肉用牛生産近代化計画

令和3年3月

兵庫県

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| I | 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 | 1 |
| II | 生乳の生産数量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標 | 10 |
| 1 | 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標 | 10 |
| 2 | 肉用牛の飼養頭数の目標 | 10 |
| III | 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標 | 11 |
| 1 | 酪農経営方式 | 11 |
| 2 | 肉用牛経営方式 | 12 |
| IV | 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 | 13 |
| 1 | 乳用牛 | 13 |
| 2 | 肉用牛 | 14 |
| V | 国産・県産飼料基盤の強化に関する事項 | 15 |
| VI | 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項 | 16 |
| 1 | 集送乳の合理化 | 16 |
| 2 | 乳業の合理化等 | 16 |
| 3 | 肉用牛及び牛肉の流通の合理化 | 17 |
| VII | その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 | 19 |

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 兵庫県の酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な対応方向

(1) 総論

本県は本州のほぼ中央に位置しており、東西に横切る中国山地を境に冬場に降水量の多い日本海岸気候と、乾燥した晴天が続く温かな瀬戸内気候に分けられる。こうした気候のもとに育まれる本県の畜産は、近畿の畜産産出額の60.8%を占め、京阪神における畜産物供給基地として重要な役割を担っている。

近年、本県の酪農及び肉用牛生産ではスマート畜産が推奨される中、自動給餌機や搾乳ロボット、発情発見装置や分娩監視装置等が導入され、労働負担の軽減と作業の効率化が進んできている。一方で、高齢化や後継者不足による廃業が進行し、担い手不足が深刻化する中、経営を支える次世代の人材確保や中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成が急務となっている。

(2) 生乳の需給事情の変化と対応方向

平成30年度現在、県内では6つの牛乳工場が稼働しており、京阪神を中心とした牛乳供給基地として、搬入された生乳のほとんどが飲用向け牛乳として処理されている。

一方、県内の生乳供給については、酪農家の高齢化による廃業に伴い戸数、頭数、生乳生産量とも減少している。平成20年度に12万トンあった生乳生産量は、平成30年度には8万トンと10年で3割以上減少している。

こうした中、県内牛乳工場の飲用需要は、主として北海道、九州からの生乳移送で補われているが、最近の厳しい輸送環境に加え、台風などの天候、災害リスクもあり、北海道等からの移送に依存する構造は限界に達しつつあるとされている。

このような状況を踏まえれば、県産牛乳・乳製品を安定供給し、県内需要を可能な限り県産生乳により賄うため、縮小が続く本県酪農の生産基盤の回復と酪農経営の持続可能な経営展開が最重要課題である。

(3) 但馬牛・神戸ビーフの需給事情の変化と対応方向

但馬牛・神戸ビーフ需要量は、近年の好景気等を背景に、輸出の増加やインバウンド等による外食産業の需要を中心に拡大している。

一方、神戸ビーフの認定頭数は、平成20年度の2,955頭から平成30年度の5,383頭へと増加しているものの、国内外の需要に十分には応えられていない。

このような状況を踏まえ、但馬牛繁殖雌牛の増頭や乳用牛等への受精卵移植による肥育素牛増産など供給力強化が最重要課題である。加えて、神戸ビーフの魅力について国内外への情報発信を強化し、さらなる需要拡大が必要である。

2 生産基盤強化のための対応方向

(1) 酪農の生産基盤強化

(生産基盤の現状)

本県の酪農家戸数は、高齢化・後継者不足により小規模な経営を中心に減少し、平成20年度の550戸から平成30年度の276戸と10年間で約半分にまで減少している。一方、1戸当たりの経産牛飼養頭数は33.3頭であり、10年前の27.3頭から約1.2倍に規模が拡大している。

また、今後も経営が見込まれる層（経営主65歳未満及び65歳以上で後継者がいる経営）が戸数で7割を占め、高齢で後継者がいない層（経営主65歳以上で後継者不在の経営）が戸数で3割を占めている。

本県の酪農経営では、労働力、土地や資金の不足、初妊牛価格の高騰等が規模拡大や新規参入の障害となっている。

(対応方向)

生産基盤を強化するためには、経営者自らが経営能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本とし、以下の取組に重点を置いて生乳生産量の増加と生産コストの削減を図る。

- ① 増産意欲のある酪農家の規模拡大
- ② 優良雌判別精液、高能力受精卵や高能力初妊牛の導入による泌乳能力等の向上
- ③ 畜産参入支援センターの活用による後継者の確保と新規参入の誘導
- ④ 畜産ICTの活用等による労働負担の軽減と飼養管理技術の向上
- ⑤ 酪農ヘルパー等の外部支援組織の育成
- ⑥ 事故率の低減、繁殖成績の改善及び供用期間延長による経営安定
- ⑦ 耕畜連携や自給飼料生産等による農地の有効利用と飼料費低減

(2) 肉用牛の生産基盤強化

(生産基盤の現状)

本県での但馬牛農家戸数については、繁殖農家は平成20年度の1,770戸から平成30年度の1,100戸と10年間で約4割減少し、飼養者の年齢構成は70歳以上が戸数の3割を占めている。また、肥育農家は平成20年度の214戸から平成30年度の175戸と10年間で約2割減少し、繁殖・肥育農家ともに高齢化・後継者不足により、小規模農家を中心に戸数が減少している。

但馬牛繁殖農家は、1戸あたりの繁殖牛飼養頭数は平成20年度には8.3頭であったが、大規模農家の増加により平成30年度には14.7頭と10年前の約1.8倍となっている。また、同様に肥育農家も1戸あたりの肥育牛飼養頭数も平成20年度には101.4頭であったが、平成30年度には130.9頭と10年前の約1.3倍となっている。

本県の但馬牛経営では、労働力、土地や資金の不足、子牛価格の高騰等が規模拡大や新規参入の障害となっている。

(対応方法)

国内外の但馬牛・神戸ビーフの需要に応えるために、飼養管理、経営の高度化に向け経営能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本として、規模の大小を問わず、以下の取組に重点を置いて、増頭・増産を進める。

- ① 各種補助事業等を活用した牛舎や機械等の整備・繁殖雌牛の導入等による投資の抑制
- ② 但馬牛子牛を預かり育成するモデル牧場や肉用牛ヘルパー組合の活用による労働負担の軽減
- ③ 発情発見装置など新技術の実装を通じた飼養管理技術の向上
- ④ 畜産参入支援センター等を通じた新規参入者の確保
- ⑤ 妊娠済みの但馬牛を新規就農者等に斡旋する妊娠牛供給センターの取組の推進による新規就農者の早期の経営安定
- ⑥ 但馬牛の子牛生産を拡大するため、酪農家等に対し乳用牛等への但馬牛受精卵移植の普及と受精卵供給体制の確立
- ⑦ 繁殖・肥育一貫経営化によるもと畜費の低減
- ⑧ 耕作放棄地やスキー場を活用した放牧や水田の有効活用による稲発酵粗飼料の増産による飼料費の低減

(3) 地域連携の取組の推進

畜産経営には、飼料の生産・調製、飼養衛生管理、家畜排せつ物処理といった複数の工程があることから、高度な知識と技術が必要であり、個々の努力だけではなく、地域の実態や課題に応じた生産者、行政、農業団体等の地域の関係者の役割分担、連携が重要である。

そこで、耕種農家のニーズに対応した堆肥を生産・供給することにより、堆肥を活用した粗飼料生産や稲わらとの交換等の耕畜連携を促進する。また、酪農における周年拘束性の高い労働条件の改善を支援する酪農ヘルパーや、肉用牛経営における市場出荷時の作業を代替する肉用牛ヘルパー等の外部支援組織の活用による作業の軽減・省力化を図ることにより高齢化が進む中でも、生産者が経営を継続できる環境を整備する。

3 生産基盤強化のための具体策

(1) 酪農・肉用牛経営の増頭・増産

酪農経営では、増頭意欲のある農家に対して、国・県の補助事業等の活用による規模拡大を推進する。また、搾乳牛確保対策として、高能力乳用牛の導入推進、優良雌選別精液の活用及び高能力受精卵の活用により個体能力向上とスムーズな後継牛確保を支援し、生乳生産量の増産を図る。

肉用牛経営では、生産基盤強化を図るためには、初期投資が負担になることから国・県の補助事業等を活用して牛舎整備や繁殖雌牛の導入・保留を推進するとともに、乳用牛等を借り腹とした但馬牛受精卵移植の普及により、繁殖雌牛や肥育素牛の生産拡大を図り、但馬牛・神戸ビーフを増産する。

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

① 新技術の実装等による生産性向上の推進

酪農経営では、発情発見装置や搾乳ロボット等の機器を導入することで、搾乳回数増加による生産量増加や受胎率向上を図る。また、従来、搾乳作業等に費やしていた時間を哺育や繁殖管理などに充てることで事故率の低減や空胎期間の短縮に繋げる。さらに、乳中に含まれる脂肪酸を分析することで、乳用牛の健康状態や飼料摂取状況を1頭ごとに把握できるシステムの利用を推進し、飼養衛生管理技術の向上を図る。

肉用牛繁殖経営では、生産性向上を図るため、発情発見や分娩監視等の通報システム機器の導入を促進する。また、経営改善を図るため、繁殖成績や疾病記録、子牛の増体性、肉質、経営状況等の情報をクラウドサービスにより管理し、スマートフォン等で確認することができるシステムの利用を推進する。

また、生産性向上を進めるためには、家畜改良を推進し高能力の牛群を整備することが重要である。このため、ゲノミック評価等の新技術を活用した家畜改良を推進し、産乳・産肉能力等の生産性向上を図る。

② 施設・家畜等への投資の後押し等による規模拡大の推進

国・県の補助事業等の活用による施設整備や家畜導入支援による新規参入および規模拡大を推進する。酪農では、牛舎整備や搾乳ロボット等の機械導入を支援するとともに、高能力乳用牛の導入、雌判別精液や高能力受精卵の活用を支援し後継牛の確保に努める。肉用牛では、牛舎や機械等の整備、但馬牛繁殖雌牛の導入や自家保留を支援する。さらに新規就農者の早期の経営安定に向け、妊娠済みの但馬牛を斡旋する妊娠牛供給センターの運営を支援する。

③ 持続的な発展のための経営能力の向上

酪農・肉用牛生産には、多額の設備投資や運転資金が必要であり、投資資金の回収に長期間を要し、資材や生産物の価格変動が大きいという特徴がある。このため、資産や損益等の状況を的確に把握するとともに、計画的に家畜・施設・機械等へ投資するため、適切な減価償却と内部保留等の経営管理の向上を図る。

④ 既存の経営資源の継承・活用

酪農、肉用牛生産ともに高齢化と後継者不足が深刻化し、廃業による経営資源の消失が続いている。そこで、畜産参入支援センターを活用し、離農予定者の牛舎情報を集約した経営継承バンクを充実させるとともに、畜産利用が可能な土地情報等の情報を調査する。これと新規就農希望者等とのマッチングを進め、円滑な経営継承を図る。

(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

酪農・肉用牛経営において、人材を確保するためには、収益性の高い経営により所得が確保できる魅力ある産業であることが重要である。その際、酪農・肉用牛生産は家族経営が大半を占める中、労働負担が大きいこと、習得が必

要な技術も多岐にわたること等の特徴を踏まえて、労働力の確保を進めることが重要である。

① 外部支援組織の育成・強化

畜産ヘルパーなどの外部支援組織は、畜産農家の労働負担だけでなく計画的な休日の取得を可能にするとともに、冠婚葬祭等の不足の事態への対応など、中小規模の家族経営の生産活動を支える重要な役割を有している。そこで、賃金や休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件・職場環境の整備や畜産ヘルパーの技術研修を促進するとともに、利用組合の運営改善を推進する。

② 雇用就農等による人材の確保

農業高校卒業者や新規就農希望者に対して、十分に労務管理された法人への雇用就農により畜産業界の人材を確保するとともに、将来的には経営継承バンク等を利用した独立就農を推進する。

また、ヘルパーとしての活動を通して技術の向上と経営能力の習得を図ることで、将来的な独立就農を促進する。

③ ICTの活用等経営環境の変化に対応した人材の確保

畜産ICTの活用を推進し、畜産経営における省力化に加え、ICTの導入により得られるデータ分析により経営者のみならず、後継者、従業員の飼養管理技術の向上を図る。

(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

規模拡大の進展に伴い、家畜排せつ物の処理量は増加するが、家畜排せつ物処理施設で堆肥等に処理し、まずは、畜産農家が自給飼料生産に活用することにより資源循環に努め、それでも利用先を確保できない場合にあっては、耕種農家への利用を促進することが重要である。

このように、家畜排せつ物は、畜産農家の責任において適正に処理していく必要があるが、近年、家畜排せつ物処理施設の老朽化が進行しており、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が生じている。このため、個人の堆肥舎や汚水処理施設の修繕や改修により、長寿命化を進めるとともに、共同利用施設整備も合わせて実施し環境関連の規制基準等の地域の実情や防疫面を考慮しつつ、家畜排せつ物処理施設の整備や堆肥等の利用を推進する。

令和元年の肥料取締法の改正により、化学肥料との配合が容易になった。このため、肥料会社と連携した化学肥料との混合肥料としての原料利用を促進し、堆肥の販路拡大を図る。さらに、広域的な営農組合等と畜産農家とのマッチングを促進するほか、農作業受託組織や耕種農家に対する堆肥保管施設の整備等を支援することにより、耕畜連携による堆肥の利用拡大を推進する。

また、環境創造型農業や有機農業に取り組む耕種農家の需要に対応するため、有機JAS資材認定等を取得した堆肥生産を推進する。さらに、堆きゅう肥共励会や講習会の開催を支援し、良質堆肥生産技術の普及を図る。

(5) 国産・県産飼料基盤の強化

酪農・肉用牛の生産基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。濃厚飼料の大部分は輸入に依存しているが、今後、世界的な穀物需給の逼迫や気候変動により生産量が減少し、その結果として、生産コストが押し上げられるおそれがある。このため、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産・県産飼料に立脚した畜産への転換を推進する。具体的には、畜産農家が取り組む水田を活用した稲発酵粗飼料稲（稲WCS）等の良質な粗飼料の生産・利用の拡大を推進するとともに、耕種農家や飼料生産組織の活用により、低コストで粗飼料を生産する取組を推進する。

また、放牧も有効な手段であり、健康な牛づくり、中山間地域等における自然環境の保全、良好な景観の形成や獣害の軽減に資するものである。耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田を活用した放牧を進める。

さらに飼料用米の生産を推進し、畜産農家への利用拡大を図る。加えて、稲WCS、飼料用米、稲ワラ等飼料の生産地域の地理的な分布を考慮し、地域内流通だけでなく広域流通を推進するとともに、飼料の調製・保管体制の構築を推進し、安定的に飼料が流通できる体制の整備を図る。

4 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

(1) 生乳

①需要等に応じた生乳と牛乳・乳製品の安定供給

県内の牛乳工場で飲用牛乳向けに処理される生乳に占める県産生乳の割合は約4割であり、残りを北海道や九州などの他県からの移入により賄っている。このような中、需要に応じた生乳生産と牛乳・乳製品製造を図っていくためには、生産基盤の強化と県産牛乳・乳製品の需要喚起が必要である。このため、高品質な生乳生産、規模拡大や泌乳能力向上等による生乳生産量の増加と、小学生を対象に、搾乳やバター作りによる酪農体験授業などを通じ、新鮮で安全安心な県産牛乳・乳製品の価値についての理解醸成を推進する。

②最適な生乳流通体制の構築

平成30年度から加工原料乳生産者補給金制度が新たな仕組みとなり、生産者補給金の交付対象を従来の指定生乳生産者団体（現在の指定事業者）以外に出荷される加工原料乳にも拡大した。

一方、乳業者に対する価格交渉力を強化すること、条件不利地域の生産者の集乳コストを低減すること、全国の需給変動に応じた機動的な配乳調整を行うこと等の機能を果たせる指定事業者が担う役割は極めて重要である。このような中、指定事業者による安定した生乳流通を確保しつつ、酪農家自らが付加価値を高めた牛乳・乳製品を開発・製造販売する取組を推進する。

(2) 牛肉

家畜改良の進展や生産者の飼養管理技術の向上により、平成30年の神戸ビーフの認定率は約84%に上昇した。消費者の満足度を最大化させる観点から、脂肪交雑のみならず、牛肉の風味や食感といったおいしさの指標であるモノ不飽和脂肪酸割合や小ザシ指数を活用し、血統の多様性を考慮しつつ、能力の高い種雄牛を選抜する。

(3) 輸出の戦略的拡大

但馬牛は、畜産関係者の長年の努力により築き上げられた本県固有の財産であり、但馬牛・神戸ビーフは、ブランド価値が国内外から高く評価されている。

平成24年に始まった神戸ビーフの輸出は現在23カ国・地域に拡大している。また、令和元年度に和牛マスター食肉センター（姫路市）が、米国をはじめ香港、EU等への牛肉の輸出認定施設となり、生産から食肉処理まで県内一貫で神戸ビーフが輸出できる体制が整った。

さらに、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定など大きく変化している牛肉の輸出環境を好機ととらえ、海外でのプロモーション活動を積極的に展開し、輸出需要をさらに拡大する。

但馬牛・神戸ビーフのブランド価値を守るため、家畜改良増殖法等に基づき但馬牛の遺伝資源である人工授精用精液等の流通管理の徹底や、知的財産的価値の保護強化に取り組む。また、神戸肉流通推進協議会と連携して、農産物ブランドの国際的保護制度である地理的表示（GI）保護制度の活用や、DNA鑑定検証システムによるブランド偽装の防止などの厳格なブランド管理を推進する。

5 酪農・肉用牛生産の持続的な発展のための対応

(1) 災害に強い畜産経営の確立

大雨や震災等の災害は予測不可能なものである一方、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入等の災害への備えは、畜産経営者の責務であり、また酪農及び肉用牛の持続的な発展には必要不可欠である。災害発生時には速やかな被害状況の情報収集等を通じて、被災農家の早期の経営再開を図る。

(2) 家畜衛生対策の充実・強化

家畜の伝染性疾病は、酪農・肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼしかねない。また、乳房炎等の一般疾病は、生産性の低下につながることから、その予防は経営改善のためにも重要な課題である。さらに、飼養衛生管理の向上は抗菌剤の使用機会の低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制する上でも重要な要素である。

また、口蹄疫等の伝播力の極めて強い疾病は、近隣諸国で継続的に発生しており、我が国に侵入するリスクが極めて高い。このため、相手国から「持ち出させない」ための制度の周知など広報の徹底及び、飼養衛生管理基準の遵守

指導により「農場に入れない」ための発生予防対策の徹底が重要である。

① 防疫対策の徹底

「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「的確・迅速なまん延防止措置」の要点を踏まえた対応が図られるよう、飼養衛生管理指導等計画を策定し、市町等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守指導、発生時の円滑・迅速な防疫措置のための準備の徹底等を行う。

また、市町は、県が行う飼養衛生管理基準の遵守指導への協力、発生時の通行制限、防疫措置への人的支援、焼却施設や埋却地が不足する場合の代替用地の確保等を行う。生産者は、飼養衛生管理の責任者の選定や講習会への参加、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等を行う。

さらに、と畜場や飼料業者等の関連事業者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための衛生管理の徹底に協力し、発生予防及びまん延防止を図る。

(3) 持続的な経営の実現と畜産への信頼・理解の醸成

① G A P等の推進

畜産G A Pや農場段階でのH A C C Pを取り入れた農場管理手法は、畜産物の安全性の確保、生産物の付加価値の向上や家畜の疾病予防だけでなく、畜産農家の生産意識の向上に繋がり、畜産物の持続的生産を確保できる。そこで、畜産G A Pの取組みを推進するため、県及び畜産関係団体の畜産G A Pの指導員の育成に努め、畜産G A Pの取得を推進する。

② 資源循環型畜産の推進

持続的な発展のためには、家畜排せつ物や排水を適正に管理し環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物生産に地域で生産される堆肥等を活用し、資源を循環させる取組が重要である。

特に、家畜排せつ物の適正な管理と利用は、一層重要性が増している。堆肥が過剰な地域もあることから、その更なる利用に向けて、広域流通等の取組を推進することで、ほ場への適切な還元を推進する。

また、近年消費者の関心が高まりつつある有機畜産物の生産に関して、有機飼料の確保と資源循環型農業の実践にも繋がる観点からも、堆肥の適正利用を推進する。

放牧は、適切な草地管理を行うことによる資源循環とともに、アニマルウェルフェアや飼養管理、家畜排せつ物処理、飼料生産の省力化による働き方改革にも資する取組であることから推進が必要である。

③ 安全確保を通じた消費者の信頼確保

ア 製造・加工段階での衛生管理の高度化

食品安全に関する国際的な考え方が「最終製品の検査による安全確保」から「全工程における管理の徹底」へ移行していることや、食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、公衆衛生部局と連携し、製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理の着実な実施を推進する。

イ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

飼料・飼料添加物の製造・販売・使用段階における適正使用の推進のために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく監視指導を実施することで、安全な畜産物の安定供給を確保する。

ウ 動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品の販売や使用段階における要指示医薬品等の適正使用のため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく監視指導を実施することで、安全な畜産物の安定供給を確保する。

エ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用により薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への悪影響のリスクも常に存在する。国が平成28年4月に関係閣僚会議で決定した薬剤耐性対策アクションプランに基づき、関係機関と協力してその対策に取り組む。

④ 畜産業や畜産物に対する県民理解の醸成、食育等の推進

本県の畜産生産者が、より新鮮で安全かつ特徴のある畜産物の生産に努めていることを県民に理解してもらうことは重要である。特に、これから本県を背負っていく子供たちに、安全・安心な畜産物を生産する農場の必要性について理解を育んでいく。

酪農では、学校給食への県産牛乳の提供のみならず、子牛へのほ乳体験や酪農家による出前授業等の各種イベントを通じて「ひょうごの酪農」への理解醸成を図る。

肉用牛では、但馬牛博物館や神戸ビーフ館において、但馬牛の歴史、おいしさの特徴等の解説に加え、学校等への食肉に関する講座等の実施により但馬牛・神戸ビーフへの理解醸成を図るとともに、日本農業遺産認定や世界農業遺産認定（申請中）の情報発信なども含め、県内外に向けた積極的なPR活動を推進する。

また、県内で生産され安全・安心で個性・特徴がある兵庫県認証食品を活用し、県産牛乳・乳製品、牛肉などの県産畜産物の認知度向上を図る。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在(平成30年度) | | | | | 目標(令和12年度) | | | | |
|-----|-------|-------------|------------|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|
| | | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭 当たり年間搾乳量 | 生乳 生産量 | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭 当たり年間搾乳量 | 生乳 生産量 |
| 全県 | 県下一円 | 頭 13,400 | 頭 9,830 | 頭 9,200 | kg 8,485 | t 80,055 | 頭 14,700 | 頭 11,200 | 頭 10,500 | kg 9,100 | t 96,000 |

(注) 1. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数値を記入した。以下、諸表において同じ。

2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在(平成30年度) | | | | | 目標(令和12年度) | | | | |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | | 肉用牛 総頭数 | 肉専用種 | | | | 肉用牛 総頭数 | 肉専用種 | | | |
| | | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 |
| 全県 | 県下一円 | 頭 32,072 | 頭 13,482 | 頭 15,872 | 頭 2,718 | 頭 32,072 | 頭 38,800 | 頭 16,000 | 頭 19,600 | 頭 3,200 | 頭 38,800 |

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する雌牛である。

2. 肉専用種のおの他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

(1) 単一経営

| 目指す経営の姿 | 経営概要 | | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|-----------------------------|------|-------|-------------------------|-----------------------|-------|-------------|------------|------|--|----------------|---------|------------|-------------|--------|-----------|--------|-----|----------------------|--------|-------------------|-------|-------|------------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | | |
| | | 経産牛頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用(放牧地面積) | 経産牛1頭当たり乳量 | 更新産次 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 労働 | | 経営 | | | | |
| 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | | | |
| ①外部支援組織の活用により省力化を図る中規模家族経営 | 家族 | 40 | つなぎ・搾乳ユニット自動搬送装置 | 預託育成酪農ヘルパー コントラクター | 分離給与 | - | 8,900 | 4.0 | 稲WCS 2700kg/10a イタリアン 3,400kg/10a | 7 | 飼料生産組織 | - | 40 | 51 | 5 | 86(95) | 112 | 4,462 (1,800×2人) | 4,094 | 3,287 | 807 | 404 | 雇用(臨時1) |
| ②搾乳ロボット等の導入による省力化と自給TMR活用 | 家族 | 100 | フリーストール搾乳ロボット | 預託育成酪農ヘルパー | TMR給与 | - | 9,200 | 3.7 | 稲WCS 2700kg/10a イタリアン 3,400kg/10a | 11 | | - | 27 | 51 | 3 | 86(90) | 64 | 6,446 (1,800×2人) | 10,580 | 8,692 (444) | 1,888 | 944 | 雇用(常勤1臨時1) |
| ③大規模法人経営 | 法人 | 200 | フリーストール搾乳ロボット ほ乳ロボット | 預託育成コントラクター | TMR給与 | - | 9,400 | 3.7 | 稲WCS 2700kg/10a イタリアン 3,400kg/10a | 23 | 飼料生産組織 | - | 27 | 51 | 3 | 86(90) | 62 | 12,404 (1,800×3人) | 21,620 | 18,026 (1,194) | 3,594 | 1,198 | 雇用(常勤3臨時1) |
| 【6次産業部門】 チーズの製造・直販により収益増 | | | チーズ販売量8.3トン | | | | | | | | | | | | | | | 5,400 (1,800×1人) | 3,600 | 3,230 (700) | 370 | 370 | 雇用(常勤2) |

(2) 複合経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|---------------------|------|-------|------------|------------|------|-------------|------------|------|--------------------|----------------|---------|------------|-------------|--------|-----------|--------|-----|---------------------|-------|-------|-----|-----|--|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | | |
| | | 経産牛頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用(放牧地面積) | 経産牛1頭当たり乳量 | 更新産次 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 労働 | | 経営 | | | | |
| 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | | | |
| ④野菜栽培との複合経営型 | 家族 | 25 | つなぎ・パイプライン | 預託育成酪農ヘルパー | 分離給与 | - | 8,600 | 4.0 | 稲WCS 2700kg/10a | 2.5 | | - | 27 | 51 | 5 | 90(98) | 155 | 3,877 (1,900×2人) | 2,473 | 1,923 | 550 | 275 | |

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|---------------------------|---------------|--------------------|---------|-----|------|-----------------|---------------|------|------|--|--|--------------------|---------|------------|-------------|--------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | |
| | | 飼養頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用 (放牧地面積) | 分娩間隔 | 初産月齢 | 出荷月齢 | 出荷体重 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積 ※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | | 労働 | | | 経営 | |
| 子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 子牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕種部門との両立を図る複合繁殖経営 | 家族複合 | 20 | 繋ぎ | | 分離給与 | (ha) | ヶ月 | ヶ月 | ヶ月 | kg | kg | ha | | | % | % | 割 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| | | | | | | | | | | イクリン 3400kg/10a 稲WCS 2700kg/10a | 2 | - | - | 56.4 | 67 | 6 | 376,470 (96.8) | 88.3 | 1,413 (1,413×1人) | 1,212 | 602 | 610 | 610 | |
| 但馬牛の生産コスト低減と省力化を図る大規模繁殖経営 | 家族専業 | 75 | 繋ぎ・牛房群飼 | | 分離給与 | 4.5 | 12.5 | 23.5 | 8.0 | 230 | イクリン 3400kg/10a 稲WCS 2700kg/10a | 9 | - | - | 56.4 | 67 | 5 | 334,643 (97.2) | 64.8 | 3,953 (1,800×2人) | 4,588 | 2,041 | 2,547 | 1,273 |

(2) 肉用牛(肥育・一貫)経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|--------------------------|--------------|--------------------|------|-----|------|---------|---------------|------|-------|------------------|--|--------------------|---------|------------|--------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|--------|--------|-------|-------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | |
| | | 飼養頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 肥育開始時月齢 | 出荷月齢 | 肥育期間 | 出荷時体重 | 1日当たり増体量 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積 ※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | | 労働 | | | 経営 | |
| 肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産性の向上や規模拡大を図る但馬牛肥育経営 | 家族専業・法人 | 200 | 牛房群飼 | | 分離給与 | ヶ月 | ヶ月 | ヶ月 | kg | kg | kg | ha | | | % | % | 割 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| | | | | | | | | | | 稲わら 500kg/10a | 11 | 飼料生産組織 | - | 16 | 33 | 2 | 1,272,832 (98.6) | 35.7 | 3,566 (1,800×2人) | 14,041 | 12,728 | 1,313 | 657 | |
| もと畜費の低減等を図る但馬牛繁殖肥育一貫経営 | 家族専業・法人 | 繁殖75 肥育200 | 牛房群飼 | | 分離給与 | 8.0 | 30 | 22 | 685 | 0.64 | イクリン 3400kg/10a 稲わら 500kg/10a | 21 | - | 稲WCS | 繁殖 56.4 肥育 16.0 | 繁殖 67 肥育 33 | 2 | 1,098,827 (85.5) | 繁殖 64.8 肥育 35.7 | 7,518 (1,800×2人) | 14,041 | 10,878 | 3,163 | 1,581 |

IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳用牛

(1) 区域別乳用牛飼養構造

| 区域名 | | ①総農家戸数 | ②飼養農家戸数 | ②／① | 乳用牛頭数 | | 1戸当たり 平均飼養頭数 ③／② |
|-----|----|-------------|-------------------|-----------|-------------|-------------|------------------------|
| | | | | | ③総数 | ④うち成牛 頭数 | |
| 全県 | 現在 | 戸 40,600 | 戸 276 (6) | % 0.68 | 頭 13,400 | 頭 9,830 | 頭 48.6 |
| | 目標 | | 175 0 | | 14,700 | 11,200 | 84.0 |

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼養している農家の戸数を内数で記入した。

(2) 乳用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

規模拡大意欲のある経営者に対して、畜産クラスター事業等の活用を推進するなど、畜舎整備や機械導入による省力化により飼養規模拡大を図る。また、搾乳ロボットやほ乳ロボット等のスマート化機械の導入により省力化・効率化を図るとともに、酪農ヘルパーの活用により労働負担を軽減し、意欲ある後継者や新規就農者が働きやすい環境を整備する。さらに、畜産参入支援センターの活用により、大規模経営体を育成するため、法人や企業の新規参入を誘導する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

適正な飼養管理により供用期間を延長するとともに、発情の早期発見や畜舎の暑熱対策に取り組むことにより、受胎率の向上や分娩間隔の短縮等で生産性の向上を図る。さらに、高能力牛の導入や雌判別精液の活用等による円滑な後継牛の確保を図る。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

飼料費の低減と資源循環型農業の一環として、耕種農家のニーズに対応した堆肥を生産、供給することにより、稲WC S等の飼料作物との交換等の耕畜連携を促進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

| | 区域名 | | ① 総農家数 | ② 飼養農家 戸数 | ②/① | 肉用牛飼養頭数 | | | | |
|--------------|-----|----|-------------|-----------------|-----------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| | | | | | | 総数 | 肉専用種 | | | |
| | | | | | | | 計 | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 |
| 肉専用種 繁殖経営 | 全県 | 現在 | 戸 40,600 | 戸 1,026 | % 2.53 | 頭 9,292 | 頭 9,292 | 頭 7,732 | 頭 0 | 頭 1,560 |
| 目標 | | / | / | 戸 712 | / | 頭 11,012 | 頭 11,012 | 頭 9,175 | 頭 0 | 頭 1,837 |
| 肉専用種 肥育経営 | 全県 | 現在 | 40,600 | 175 (74) | 0.43 | 22,780 (16,218) | 22,780 (16,218) | 5,750 (5,750) | 15,872 (9,310) | 1,158 (1,158) |
| 目標 | | / | / | 194 (88) | / | 27,788 (19,685) | 27,788 (19,685) | 6,825 (6,825) | 19,600 (11,497) | 1,363 (1,363) |

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入した。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

繁殖経営においては、将来にわたる生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター事業等を活用し大規模繁殖農家の育成を行う。また、耕作放棄地を中心とした放牧の推進、集落営農や飼料生産組織による粗飼料の生産利用を進め、コスト低減を図る。

肥育経営においては、畜産クラスター事業等を活用し規模拡大を進め、経営の安定化を図ることで後継者の確保を行う。また、遺伝的能力を十分に発揮させるため、但馬牛肥育マニュアル等を活用し、適切な飼養管理を実施することで、神戸ビーフ認定率の向上を図る。

② 経営規模を維持するための取組

適正な飼養管理による供用期間の延長及び発情の早期発見や畜舎の暑熱対策による受胎率の向上や分娩間隔の短縮等で生産性の向上を図る。さらに繁殖雌牛の導入・自家保留を支援し、経営規模の維持を推進する。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

稲わらの収集を飼料生産組織等と協力して実施し、飼料自給率の向上を図るとともに、生産コスト低減を図る。

V 国産・県産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

| | | 現在 | 目標（令和12年度） |
|-------------|-----|---------|------------|
| 飼料自給率 | 乳用牛 | 21.2% | 24.8% |
| | 肉用牛 | 19.8% | 23.8% |
| 飼料作物の作付延べ面積 | | 2,659ha | 3,200ha |

2 具体的措置

水田を活用した稲 WCS の生産や放牧を推進するとともに、耕種農家のニーズに対応した堆肥を生産、供給することにより、堆肥を活用した粗飼料生産や稲わらとの交換等耕畜連携を促進する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

酪農家の戸数の減少や点在化が進み、燃油高騰や運転手不足等による人件費が増加する中、酪農経営の所得向上のためにも、指定事業者を中心として、効率的な集送乳路線の構築と新たな運送手段の開発も含め、持続的な流通体制の構築を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

| | | | 工場数 | | 1日当たり 生乳処理量 ① | 1日当たり 生乳処理能力 ② | 稼働率 ①/②×100 | 備考 |
|------|----------------|-------------------|-----|-------|---------------------|----------------------|----------------|----|
| 県下全域 | 現在 (平成30年度) | 飲用牛乳を主に 製造する工場 | 6工場 | 合計 | 525,312 kg | 802,140 kg | 65.5% | |
| | | | | 1工場平均 | 87,552 | 133,690 | - | |
| | 目標 (令和12年度) | 飲用牛乳を主に 製造する工場 | 5工場 | 合計 | 529,000 | 717,240 | 73.8 | |
| | | | | 1工場平均 | 105,800 | 143,448 | - | |

(注)1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入した。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、6時間稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入した。

(2) 具体的措置

乳業再編整備等対策事業や酪農協の再編整備等により乳業施設は集約され、飲用牛乳を主に製造する工場は平成30年度現在6工場が稼働している。令和2年度に製造を終了する1工場を除いた、5工場の稼働を維持し、高度な衛生管理等による安全・品質確保、稼働率の向上を図る。

また、近年、生乳生産量が減少傾向にあることから、牛舎整備や機械導入による規模拡大を支援するとともに、高能力乳用牛の導入や雌判別精液の利用、さらに高能力受精卵の活用による後継牛の確保を推進し、生乳生産の拡大と集送乳の効率化を図る。

「ひょうご食品認証制度」を活用して新鮮で高品質な県産牛乳100%・乳製品のPR活動を積極的に展開するとともに、食品企業等との連携を進めて、消費者の求める高付加価値商品の開発、製造販売を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

① 家畜市場の現状

| 名称 | 開設者 | 登録年月日 | 年間開催日数 | | | | | 年間取引頭数（平成30年度） | | | | | |
|--------|---------------|----------|--------|-----|------------|------------|-----|----------------|-------|------|----|----------------|--|
| | | | 肉専用種 | | 乳用種等 | | | 肉専用種 | | 乳用種等 | | | |
| | | | 子牛 | 成牛 | 初生牛 | 子牛 | 成牛 | 子牛 | 成牛 | 初生牛 | 子牛 | 成牛 | |
| | | | (日) | (日) | (日) | (日) | (日) | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | |
| 但馬家畜市場 | たじま農業協同組合 | H13.10.3 | 9 | | | | | | 2,692 | | | | |
| 淡路家畜市場 | 淡路畜産農業協同組合連合会 | S60.4.4 | 12 | | 24 (24) | 24 (24) | | | 4,521 | | | 1,111 (766) | |
| 計 | 2ヶ所 | | | | | | | | | | | | |

(注)1. 肉用牛を取り扱う市場について記入した。

2. 初生牛とは生後1～8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとした。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入した。

② 具体的取組

家畜市場を通年的に開催し上場頭数を増やすことは、市場の集客力、価格の形成に及ぼす影響も大きく、肉用子牛の流通や市場運営の改善を図る観点からも重要である。そのため、上場家畜の育種価情報開示や伝染病のまん延防止のための車両消毒の徹底等、購買者や出荷者ニーズに合った家畜市場の運営を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

① 食肉処理加工施設の現状

| 名称 | 設置者 (開設) | 設置 (開設) 年月日 | 年間 稼働 日数 | と畜能力 1日当たり | | と畜実績 1日当たり | | 稼働率 ②/① % | 部分肉処理 能力1日当たり | | 部分肉処理 実績 計 | | 稼働率 ④/③ % |
|------------------|--------------|-------------------|----------------|---------------|-------|---------------|-------|-----------------|------------------|-----|---------------|-----|-----------------|
| | | | | ① | うち牛 | ② | うち牛 | | ③ | うち牛 | ④ | うち牛 | |
| 神戸市立 食肉センター | 神戸市 | H8. 6. 18 | 226 | 600 | 400 | 256 | 194 | 43 | 105 | 80 | 103 | 93 | 98 |
| 三田食肉センター | (株) 三田食肉公社 | S40. 4. 8 | 169 | 100 | 100 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 3 | 3 | 7 |
| 和牛マスター 食肉センター | 和牛マスター (株) | H29. 3. 31 | 233 | 800 | 800 | 341 | 341 | 43 | 80 | 80 | 80 | 80 | 100 |
| 西宮市 食肉センター | 西宮市 | S63. 1. 7 | 246 | 490 | 240 | 344 | 161 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 加古川 食肉センター | (公財) 加古川食肉公社 | S60. 11. 26 | 233 | 500 | 500 | 133 | 133 | 27 | 20 | 20 | 28 | 28 | 139 |
| 新宮食肉センター | たつの市 | S40. 3. 5 | 248 | 500 | 200 | 174 | 73 | 35 | 190 | 150 | 0 | 0 | 0 |
| 但馬食肉センター | (株) 但馬牛振興公社 | S48. 5. 24 | 131 | 80 | 76 | 34 | 27 | 42 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 淡路食肉センター | 淡路広域行政事務組合 | H11. 12. 02 | 205 | 164 | 160 | 32 | 32 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 8ヶ所 | | | 3,234 | 2,476 | 1,353 | 1,001 | | 455 | 390 | 214 | 204 | |

② 食肉処理加工施設の再編整備目標

食肉処理加工施設については、中核的食肉センター（食肉卸売市場を併設し広域的な食肉流通を担う施設）4カ所、産地食肉センター（主要な畜産地域において地域の畜産振興を担う施設）4カ所となっている。

令和元年度に和牛マスター食肉センターが米国、欧州等主要国への輸出が認められ、神戸ビーフの生産から輸出まで県内で一貫した生産体制が整った。また、三田食肉センターについては、平成28年以降3カ国のハラール認証を取得し、国内外のムスリムへの牛肉供給拠点となっている。

産地食肉センターは、三田・西播磨・但馬・淡路といった畜産が盛んな地域であり、食肉を中心とした地場産業が発展している。これらの地域においては、当施設の処理能力が低くても畜産業や地場産業の発展を図るためには重要な施設となっている。

今後も各食肉センターにおいて、良質食肉を安定的に生産・供給する体制を維持するため、必要に応じて機能強化を図る。

③ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

| 区域名 | 区分 | 現在（平成30年度） | | | | | | 目標（令和12年度） | | | | | |
|-----|------|------------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-------------------|------|-----|----|-----|
| | | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | | | ②/① | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | | | ②/① |
| | | | 県内 | | | 県外 | | | 県内 | | | 県外 | |
| | | | 食肉処理 加工施設 ② | 家畜市場 | その他 | | | | 食肉処理 加工施設 ② | 家畜市場 | その他 | | |
| 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | % | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | % | | |
| 全県 | 肉専用種 | 7,615 | 7,071 | | | 544 | 93 | 9,800 | 9,800 | | | 0 | 100 |

④ 具体的取組

和牛マスター食肉センターは、県内における欧米等主要各国への輸出向けの基幹施設として維持する。また、三田食肉センターについてもハラル認証を受けたことから、今後も国内外のムスリムへの牛肉供給の拠点として活用を図る。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 輸出の拡大

| | 現在（平成30年度） | 目標（令和12年度） |
|--------------|------------|------------|
| 但馬牛・神戸ビーフ輸出量 | 38,042kg | 50,000kg |

2 具体的措置

但馬牛・神戸ビーフの輸出を拡大するため、海外でのプロモーションやインターネット等による神戸ビーフの魅力を発信し、需要に応じた神戸ビーフを供給する。